

令和8年度
中野区子ども食堂
運営助成金事務手続きについて

募集期間:令和8年4月27日(月)~5月31日(日)

中野区子ども教育部子育て支援課
子ども・子育て支援係(3階子ども総合窓口)
電話 03-3228-8723
E-mail kodomo-kosodate@city.tokyo-nakano.lg.jp

中野区

令和8年4月

※本文中、下線部分は昨年度からの追加・修正を行った部分です。

1 目的

主に家庭の事情により生活に課題を抱える地域の子どもたちに食事又は食材を提供し、交流の場となる活動を行う地域団体に対し当該活動に係る経費を助成することにより、安定的な実施環境を整備し、地域に根差した活動を支援するとともに、支援の必要な子どもの早期発見及び早期対応ができるよう関係機関との連携強化を図り、もって子どもたちが安心して健やかに過ごせる地域を形成することを目的とします。

2 実施主体

次の(1)から(5)までの要件の全てを満たす団体を対象とします。

- (1)団体の規約及び会員名簿を有すること。
- (2)公序良俗に反する活動を行う団体ではないこと。
- (3)主たる事務所又は連絡場所が中野区内にあること。
- (4)区が実施する子ども食堂又は子ども若しくは家庭の支援に係る他の関係機関等との連絡会に年1回以上参加すること。
- (5)区が実施する虐待の未然防止や早期発見に関する研修に1回以上参加すること。

3 助成の対象となる事業内容

家庭の事情等により生活に課題を抱える区内の子どもを主たる対象とする次のいずれかに該当する事業を助成の対象とします。

- (1)子ども食堂
調理又は調達した栄養のバランスがよい食事を提供し、参加する者が互いに交流をする場を創出する活動
- (2)配食
調理又は調達した栄養バランスがよい食事を団体の指定する場所で配布する活動
- (3)宅食
調理又は調達した栄養バランスがよい食事を子どもに配達する活動
- (4)フードパントリー
調達した食材を配布する活動

4 助成の対象となる事業の要件

次の(1)から(13)までの要件を全て満たす事業を対象とします。

- (1)中野区内で実施されること。
- (2)提供する食事は、団体又は参加者が直接調理または調達した、栄養バランスのよいものとする。
- (3)原則として月1回以上定期的の実施し、1回当たりおおむね10食以上の食事を提供するとともに、参加者が食事を取りながら交流することができるスペースを確保すること。ただし、配食、宅食、フードパントリーを実施する場合はこの限りではない。
- (4)責任者を常駐し、必要な人員を配置すること。
- (5)衛生管理について、中野区保健所から助言を得ていること。
- (6)活動の実施に対する保険に加入すること。
- (7)政治活動、宗教活動及び営利を目的とした活動ではないこと。
- (8)参加する子どもに、無料又は低額で提供すること。
- (9)助成金の対象となる経費に関し、国・地方公共団体又はこれらに準ずる団体から助成を受けていないこと。
- (10)参加者に対し、子ども又はその家庭の支援に係る窓口を周知するよう努めること。
- (11)参加者の相談に応じること。
- (12)当該活動を通じて子ども及びその保護者の生活状況を把握すること。
- (13)上記(11)および(12)により虐待などが疑われる場合等、早急な対応が必要なときは、中野区児童相談所等に対して速やかに連絡を行うこと。

5 対象経費

項番	項目	対象経費
1	需用費	事業に利用する①消耗品費(調理器具、収納用品(クーラーボックス等)、食器類、日用品類、事務用品等)、子ども食堂の案内のためのチラシ等の②印刷費、③食材費、④車両の燃料費、⑤光熱水費
2	使用料及賃借料	⑥会場使用料、⑦車両の賃借料、⑧食材・備品等の保管庫の賃借料
3	役務費等	⑨通信費、⑩郵便代、⑪保険料、⑫食材の運搬に係る交通費(スタッフの出勤のための交通費は含まない。)
4	設備整備費	⑬新たに子ども食堂(配食、宅食、フードパントリーを含む。以下、「子ども食堂等」という。)を実施するために必要な設備等の整備に関する経費(冷蔵庫やデリバリーカート等) ※支給対象となるための要件があります。詳しくは「6 助成事業数・基準額及び申請金額 (2)基準額 イ「5 対象経費 項番4」の経費」をご確認ください。

※申請する事業にのみ必要な支出を対象経費とみなします。そのため、本助成金により購入した物品はご家庭や他の事業での利用はできません。

※上表中の対象経費①～③以外の費目は対象になりません。

※④車両の燃料費については、子ども食堂1回の実施につき500円までとします。

※個人の建物で開催する場合は、⑤光熱水費等は助成対象となりますが、子ども食堂等の取組分としての金額が明確でない場合、子ども食堂1回の実施につき1,000円とします。

※人件費(ボランティアへの謝礼含む)や団体の運営に係る費用は対象外となります(⑭対象外経費)。

※対象となるか判断に迷う経費、例月、例年ない臨時的な支出がある場合は(調理用家電の購入等)申請前に担当までご相談ください。

6 助成事業数・基準額及び申請金額

(1)助成事業数

1 団体あたり2事業まで申請可

(2)基準額

ア「5 対象経費 項番1～3」の合計経費

1つの子ども食堂等につき年間 400,000 円を上限とします。

(活動1回あたりの上限額はありません。)

イ「5 対象経費 項番4」の経費

1つの子ども食堂等につき年間100,000 円を上限とします。

下記小学校区内で新たな子ども食堂等を立ち上げる場合、上記アの経費に加えて助成対象となります。

<助成対象となる小学校区>

令和8年4月1日時点で「こどもほっとネット in なかの」に登録している子ども食堂等が存在しない小学校区

○啓明小学校

○緑野小学校

※小学校区の住所は区ホームページ等にてご確認ください。

【通学区域(学校別・住所別)】

https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kosodate/kosodatesite_ohirune/mokuteki/gakko/tsugakukuiki/kuiki.html

※申請団体総数、申請総額によっては、申請要件を満たしていたとしても、予算の関係上申請額全額が交付されない場合があります。また、事業の具体的な内容によっては助成額を申請額より減額する場合があります。

(3)申請金額

申請できる限度額は、原則として対象経費が上限(最大 400,000 円まで)となります。

7 手続き

(1) 交付申請

ア 提出期限

令和 8 年5月31日(日)

イ 提出書類

- ① 第1号様式 中野区子ども食堂運営助成金交付申請書
 - ② 第1号様式 別紙1 事業計画書
 - ③ 第1号様式 別紙2 収支計画書
 - ④ 保険に加入していることがわかるもの(加入者証の写し等)
 - ⑤ 団体の規約
 - ⑥ 団体の名簿
 - ⑦ 団体の活動概要が確認できるもの
 - ⑧ 中野区保健所への届出または相談していることが確認できるもの
- ※①～③は中野区ホームページ(「令和 8 年度中野区子ども食堂運営助成金について」)からエクセルファイルをダウンロードして作成してください。

ウ 提出方法

Logo フォーム

申請リンク : <https://logoform.jp/form/Trw5/1481492>

※原則として、すべての書類について、電子データによる提出をお願い致します。

※これまでに本助成金を申請いただいたことがない場合、申請前に担当までご相談をお願い致します。

エ 提出先

中野区 子ども教育部 子育て支援課 子ども・子育て支援係

E-mail:kodomo-kosodate@city.tokyo-nakano.lg.jp

注意事項

①事故発生時の対応のため必ず保険に加入してください。保険に加入していない期間の活動であることが明らかとなった場合、補助対象経費として認められない場合があります。

なお、店舗等で加入された保険をお使いの際で加入者証等に子ども食堂の活動が対象になることが記載されていない場合は、対象にできるかどうかを保険会社に確認して担当までお知らせください。

②申請にあたっては、中野区保健所と事前相談を行い、食品衛生管理に関する助言を受けてください。その際受け取った、届出または相談を行ったことがわかる書類の写しをご提出ください。(助成金交付申請書第1号様式別紙1の記載欄に保健所への相談

日等を記載してください。)

連絡先:中野区保健所 生活衛生課 食品衛生係 電話番号:03-3382-6664

- ③食中毒及び感染症等予防のために、配食や宅食の形式での実施の際は、保存方法及び期限等の案内を行ってください。
- ④事業実施の際、アレルギー食品の使用もしくは対応していない旨についての明記や周知を利用者に向けて行ってください。
- ⑤年間の事業終了後、実績報告をもとに、額の確定を行い、実績額が交付決定額を下回った場合は後日返還いただくことになるため、申請内容は可能な限り精査し、実態に即したものとしてください。

(2)交付決定(令和8年6月頃を予定)

提出された交付申請書類等について、中野区において審査し、交付決定を行います。交付決定時には「交付決定通知書」を送付します。

(3)請求・助成金の支払い(令和8年6月頃を予定) ※(2)と同時に連絡予定

「交付決定通知書」を受け取った後、交付決定額の範囲において、助成金の概算払を行います。

請求に際しては、以下の①②のいずれかの通りご対応ください。

- ①区の債権者登録が完了している団体
・「請求書」(第3号様式)のみ
- ②区の債権者登録が完了していない団体
・「請求書」(第3号様式)
・「支払金口座振替依頼書」
・口座指定届(支払金口座名義に個人名がない団体のみ)
※口座指定届様式は、必要な団体に直接担当からお渡し致します。

(4)事業の変更・中止(※該当する団体のみ)

交付決定後、提出いただいた申請事業の内容に変更又は中止が生じた場合は、変更・中止申請書(第4号様式)を提出いただきます。

※申請時の事業計画や収支内容を基準に、内容の変更を判断します。

※助成金額や実績報告にも影響がある場合もございますので、上記事案が生じた際は、速やかに担当にお知らせください。

(5)実績報告(助成対象事業完了後)※(2)と同時に詳細について連絡予定

事業最終日から2週間以内に、実績報告書を提出していただきます。

(年度末は3月31日まで)

(6)額の確定(実績報告書提出後)

提出された実績報告について、中野区において審査(必要に応じ現地調査等を行う場合があります)し、事業の成果が交付決定時の内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、確定通知書により通知します(郵送)。

また、実績額が交付決定額を下回った場合には、差額を速やかに返還していただくこととなります。(※設備整備費のみの実績額が交付決定額を下回った場合、それ以外の経費と合算することなく、当該差額を返還していただきます。)

8 その他

(1)要綱等の遵守

事業の実施に当たっては、「中野区子ども食堂運営助成金交付要綱」の規定を遵守し、事務手続きを進めてください。

(2)スケジュール

中野区の審査状況等により、上述したスケジュールと時期が異なる場合がありますので、御承知おきください。

(3)開設地域について

中野区では、食のセーフティネットの確保に向け、各小学校区に一つ以上の子ども食堂が開設されることを目指しています。子ども食堂の開設にあたり、実施場所が確定していない場合は、ぜひ一度、担当までご相談ください。

※令和 8 年4月1日時点で子ども食堂等が存在しない小学校区内において、新たな子ども食堂等を実施する場合に必要な設備等の整備に関する経費を助成します。詳しくは「6 助成事業数・基準額及び申請金額」をご確認ください。

(4)食中毒防止、感染防止等

国や都、区等行政機関による通知等に留意し、食中毒や感染症の防止策を行ってください。また、食中毒や事故が発生した場合の対応方法や連絡体制をあらかじめ定め、周知するとともに、発生時には速やかに中野区へ報告してください。

- 参考：●「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について(通知)」(平成30年6月28日付厚生労働省子ども家庭局長ほか連名通知)における別添8「子ども食堂における衛生管理のポイント」
- 「ノロウィルスの感染症・食中毒予防対策について」(令和 6 年11月20日付厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策課ほか連名事務連絡)
 - 「新型コロナウイルス感染症への対応として子ども食堂の運営上留意すべき事項等について」(令和2年3月3日付厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室ほか連名事務連絡)・・・等

(5)参加者の生活状況の把握と区の相談窓口の案内について

子ども食堂等の実施時、参加者の様子や日常会話などを通じて家庭の状況を把握するよう努めてください。また、必要に応じ、区の相談窓口をご案内してください。

(6)通告・相談が必要なケースについて

子どもの虐待が疑われる場合等、早急な対応が必要な場合は、中野区児童相談所等に対して通告を行ってください。

連絡先:中野区児童相談所 電話番号:03-5937-3289

(7)研修会及び連絡会への参加について

区が実施する研修会及び、区が実施する子ども食堂又は子ども若しくは家庭の支援に係る他の関係機関等との連絡会にそれぞれ年 1 回以上参加する必要があります。開催日時、方法等は交付決定団体に対し別途通知します。

(8)「こどもほっとネット in なかの」について

中野区内で子どもや親子の居場所づくりに取り組むボランティア団体・個人のネットワークである「こどもほっとネット in なかの」にご登録いただくと、子ども食堂等の情報がホームページ等に掲載されます。

また、寄付等の情報を入手しやすくなるとともに、「こどもほっとネット in なかの」主催の連絡会にも出席可能となるため、ご登録をお勧めしております。

連絡先:中野区社会福祉協議会 中野ボランティアセンター

電話番号:03-5380-0254

(9)帳簿類の保存

助成事業に関わる収支を明らかにした帳簿や領収書、関係書類は5年間(令和8年度助成の場合は令和14年3月末まで)、保管してください。

(10)広報媒体への表記

助成対象事業であることを広報媒体(チラシ・パンフレット・ポスター・ホームページなど)に表示する場合は、次の要領で表示してください。

◎表示(例)

「この事業は『令和8年度中野区子ども食堂運営助成金』を受けて実施しています」

※助成を受けている旨を記載する際には、交付決定日以降の広報媒体に表示をお願いします。

(11)助成の公表

助成する団体名、代表者名、事業名、助成交付決定額は、区のホームページ等で公表する予定です。

(不交付団体については、ホームページでの公表は行いません。)

(12)交付決定の取り消し

助成団体が、次のいずれかに該当したときは、助成金の全部又は一部を取り消し、助成金を返還していただく場合があります。

- ①偽りその他不正手段により、助成金の交付を受けたとき。
- ②助成金を他の用途に使用したとき。
- ③助成事業の実績報告を怠ったとき。
- ④助成金交付決定内容や交付条件、法令に違反したとき。
- ⑤その他「中野区子ども食堂運営助成金交付要綱」に基づかない活動を行ったとき。

子ども食堂運営助成事業 Q&A

質 問	回 答
1 実施頻度の最低条件はありますか。	原則月1回以上、定期的を実施することが望ましいですが、子どもの安全が確保できない場合(食中毒の恐れ、インフルエンザ等の感染症の流行等)やお盆休みなど長期休暇により参加者が十分に確保できない場合など、合理的な理由により実施しない月が生じても構いません。その場合は実施しないことについての変更届及び※理由書の提出が必要となります。 ※本事業は東京都の助成金を活用しているため、1か月に1回会食形式での実施をしない月が生じた場合にご提出いただく書類になります。
2 実施場所の要件はありますか。	子ども食堂の実施場所としては、参加者が立ち寄りやすい場所が望ましいと考えます。1回あたり子ども又はその保護者(以下「参加者」)が合わせて10人以上参加できる規模で開催することが望ましいです。 また、調理スペース等と同一の部屋での確保が難しい場合、隣接する部屋等を使用する場合でも構いません。
3 食堂運営にあたり、調理方法等の指定はありますか。	原則として「3 助成の対象となる事業内容」で提示した方法で実施してください。その他の実施方法については、担当までご相談ください。
4 子ども食堂の建物内に調理スペースがなく、隣接する飲食店等で調理し、それを持ってきて子ども食堂で食べる形式でも補助対象となりますか。	補助対象となります。隣接するかどうかの判断に迷う場合は、事前に子ども・子育て支援係にご相談ください。
5 食堂等の1回あたりの開設時間の要件はありますか。	特に設けていません。ただし、参加者が利用・交流するのに十分な時間の開設をお願いします。
6 対象者の要件はありますか。	生活に課題を抱える地域の子どもたちを対象としている場合、下記のような事業も対象となります。 ・小学生のみに特化した食堂 ・所得の低い家庭の子どもに限定して実施している食堂

7	利用者は氏名等を登録する必要がありますか。	氏名等を事前に登録する必要はありません。ただし、子ども食堂に来る子どもの中で、支援が必要な子どもを、適切な支援に繋げるため、また、感染症の感染拡大等に伴い、万が一感染者が出た場合に連絡ができるよう氏名や連絡先を聞き取る等の対応を行ってください。
8	1回あたりの最低参加人数の要件はありますか。	一回あたりの最低参加人数については、10人を目安とします。なお、事業周知の段階で10人程度を定員として周知していれば足りるものとし、実際に集まった利用者がその人数を下回っていることは差支えありません。なお、子ども及び保護者以外の方も参加する食堂においては、子ども・その保護者の定員を10人程度確保したうえで、実施をしてください。
9	食品衛生法上の相談・届出等を行う必要がありますか。	当該年度4月1日以降に、必ず中野区保健所窓口にて、事業開始についてご相談下さい。その際に中野区保健所から発行された相談したことが分かるもの若しくは届出の内容が確認できるもののうちいずれかの写しを当係にご提出ください。
10	子どもへ低額で提供することとあるが、低額とはいくらくらいですか。	特に制限は設けていませんが、100円程度が望ましいと考えます。
11	区が実施する研修会や区が実施する子ども食堂又は子ども若しくは家庭の支援に係る他の関係機関等との連絡会に、それぞれ年1回以上の参加が必要とあるが、やむを得ず参加できない場合はどうすればよいですか。	中野区より案内があったのち、日程の都合においてやむを得ず連絡会や研修に参加できない場合は、事前にご連絡・ご相談ください。
12	2ページ目の4 助成の対象となる事業の要件(7)で「～宗教活動及び営利を目的としないこと」と規定されているが、すでに宗教施設(教会、寺院等)で子ども食堂を実施している。この場合は、対象とはならないですか。	宗教活動を目的とせず、開催場所としてのみ使用している場合は対象となります。 (営利団体が子ども食堂を実施する場合も、営利目的でなければ対象となります)
13	他団体(社会福祉協議会等)から既に、運営費等の助成を受けている場合は、補助の対象となりますか。	本助成の対象経費・費目以外もしくは期間が重複しない場合での助成であれば対象となります。他団体の助成を同時に受ける際は、必ず区及び他団体へ事前相談をお願いいたします。 ※他団体の助成と重複した場合は返還いただくこととなります。

14	光熱水費について、補助対象に算入する期間の判断に関して、例えば令和8年3月中の使用量を基に令和8年4月に支払った光熱水費はどの年度の補助対象となりますか。	実際に支払を行った月を対象とします。令和8年3月中の使用料を基に翌4月に光熱水費を支払った場合は、支払った日が属する年度、令和8年度が、補助の対象期間となります。
15	個人の建物で開催する場合は、賃借料・光熱水費は助成されますか。	助成されます。ただし、子ども食堂の開催とその他での使用料との切り分けができない際は、子ども食堂の開催1回の実施につき、1,000円と定めています。
16	支出の根拠書類として領収書の提出は求められますか。	支出額のわかる根拠書類をもとに中野区が額の確定を行うため、領収書を提出していただくことになります。ただし、消耗品費、印刷費、食材費のうち一品目の購入が2万円未満(消費税込み)の場合は内訳表等の提出により確認していますので、詳細は申請の際に担当にご確認ください。
17	子ども食堂を1日に2回(午前・午後など)行う場合、助成の対象となりますか。	助成の対象となります。 (午前・午後、それぞれ1回の取組として換算します)
18	助成の対象となる事業の実施期間を教えてください。	令和8年4月1日から令和9年3月31日までに実施した事業が対象です。
19	4月の事業準備のために前年度に支出した経費は対象となりますか？	原則、令和8年4月1日から事業の最終実施日までの支出を対象とします。 ただし、①前年度の事業最終実施日以降の支出で、②前年度中に購入する必要があった経費については、令和8年度の事業のための支出として認める場合があります。 詳細は申請の際に担当にご相談ください。 <u>例)使用する会場のルール上、使用料を前年度中に支払わなければならない など</u>
20	消耗品費として認められる基準を教えてください。	金額の目安は100,000円未満のものとしします。 ただし、金額だけでなく、事業実施のための必要性、必要性に対し過剰な機能、価格の消耗品でないかなど、総合的に判断しますので、調理用の家電など高額なものを購入する予定がある場合は、申請前に担当にご相談ください。 また、事業での使用を確認できる写真等を実績報告時に提出していただきます。

21	<p>実施予定であった事業が感染症の影響などで開催できなかった場合、その準備にかかった経費は助成対象となりますか。</p>	<p><u>実施できなかった理由や状況等をお伺いし経費が助成対象となるか判断いたしますので、ご相談をお願いします。</u> <u>なお、開催できなかったことについての変更届及び理由書の提出が必要となります。</u></p>
22	<p><u>助成事業数は「1 団体あたり2事業まで申請可」となっているが、現在水曜と土曜日に実施している子ども食堂を曜日ごとに2事業で申請することはできるか？</u></p>	<p><u>目的や対象、会場が変わらず、会計や運営体制が同じということであれば、2事業とはみなしません。</u> <u>別の事業であるかは、主に以下の要素から総合的に判断いたします。</u></p> <p><u>目的:目的や対象が明確に違う</u> <u>場所:住所が異なる会場で実施している</u> <u>日時:曜日・時間帯が別である</u> <u>運営:運営体制が独立している</u> <u>計画:計画書・収支管理が別になっている</u> <u>広報:告知や申し込みが独立している</u></p>

問い合わせ先

中野区役所 3階 子ども総合窓口

子育て支援課 子ども・子育て支援係

電話:03-3228-8723

E-mail:kodomo-kosodate@city.tokyo-nakano.lg.jp